

仕 様 書

1 件 名

赤坂・青山でつながり隊運営支援業務委託

2 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

港区赤坂地区管内

4 事業目的

身近なコミュニティ活動に誰もが興味・関心を持つ土壌を醸成するなど、活動の担い手が拡がっていく仕組みづくりを行う。そのために、赤坂地区の地域課題を把握し、その課題解決のため町会・自治会をはじめとする地域団体のあり方や運営方法を検討及び考案する。

また、町会・自治会等と協働して課題解決を目指した体制構築を行い、SNS等を活用した情報交換も行う。

5 業務内容

受注者が行う業務は以下のとおりとする。

(1) 実施方針等作成

ア 実施方針（目的、与件の整理等）作成

イ 全体業務スケジュール作成

(2) 周辺地域及び関係者の調査業務

ア 基礎情報の整理

調査を効率的・効果的に行うため、調査方法については適宜、発注者と打合せを行い、事前に調査計画書を発注者に提出し承認を得ることとする。

イ 調査対象

赤坂・青山地域内で活動している町会・自治会等を対象とする。

ウ アンケート調査及び取りまとめ

アンケート項目については発注者と協議の上決定すること。

エ ヒアリング調査及び取りまとめ（12件程度）

ヒアリング項目については発注者と協議の上決定すること。なお、調査の対象は発注者が決定するものとする。

(3) 課題深堀りワークショップ企画運営

(2) で把握した周辺地域及び関係者の実状をもとに、発注者向けに課題を整理する。

ア 実施回数

1回(2～3時間程度)

イ 対象

港区赤坂地区総合支所協働推進課職員 等

ウ 内容(企画立案及び実施計画書の作成)

ワークショップの企画立案を行うに当たっては、(2)の調査業務の結果を踏まえた分析も併せて検討すること。また、実施計画書作成にあたっては、発注者と事前に打ち合わせを行い、会議に必要な資料は受注者が作成すること。

(4) コンセプト・方針及びプログラム実施計画の立案

ア 課題解決に向けた仮説構築

イ 再ヒアリング・仮説検証(6件程度)

ウ R7年度、R8年度におけるプログラム企画・計画の立案

(5) 事務局業務(進行管理、会議等)

ア スケジュール管理

イ 定例打合せ(1～1.5か月に1回程度)の実施

6 成果物

(1) 周辺地域及び関係者の調査

受注者は、5(2)に記す周辺地域及び関係者の調査業務終了後14日以内に以下の成果物を発注者に提出すること。

ア 調査報告書 1部

イ 調査結果一覧表・調査実施集計・分析結果 一式

(2) 年間を通じた実績報告書を令和7年3月31日までに発注者に提出すること。

※ 上記(1)、(2)とも冊子型式(A4版、カラー)、電子データ(DVD-R)にて提出すること。

※ 電子データの形式は、マイクロソフト社製オフィスを使用して作成すること。

7 支払方法

契約代金は、業務の履行を確認した後、受注者からの請求に基づき一括で支払うこととする。

8 著作権等

この契約の履行により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。ただし、受注者が、この契約の目的を遂行するために発注者に提供する文書、資料およびコンピュータ・プログラム、その他の著作物のうち、この契約以前から受注者が著作権を有していた部分は受注者に留保するものとする。

- (1) 受注者は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、かかる成果品についての複製、二次的著作物作成、その他の形式で制限なく自ら利用し、他に利用させることのできる使用権を受注者に留保する。
- (2) 発注者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項第 3 号または第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 受注者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条（公表権）及び第 19 条（氏名表示権）を行使することができない。

9 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 本業務に関わる者に対し、個人情報保護に関する法律の趣旨及び内容の周知徹底を図ること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成 9 年港区条例第 42 号）第 9 条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (10) 受注者は、個人情報について、別紙個人情報等取扱いに関する特記事項（令和 5 年

4月1日改正)を遵守しなければならないものとする。

- (11) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。
- (12) 受注者は、オンラインでの運営をする際には、セキュリティ対策に万全を期すこと。
- (13) 受注者は、オンラインでの運営をする際には、配信ツールの利用規約を遵守すること。
- (14) 受注者は、肖像権や使用するデータ等の著作権など、配信情報の取扱方法について講師等出演者と事前に協議すること。
- (15) 本業務では業務用パソコンを使用し、私有パソコンは使用しないこと。
- (16) 受注者は業務遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守すること。また、受注者は区が実施する、港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に協力すること。点検業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当する
- (17) 受注者が運営する上で利用するパソコンには、最新のウイルス検知ソフト及びファイヤーウォールを導入すること。またウィニー等のファイル交換ソフトの導入は禁止する。
- (18) 受注者が保有する区民等の個人情報に関わる帳票類又は電子データは、当該年度の事業が終了したときは、発注者と協議の上、発注者に返還するか又はデータを消去すること。
- (19) ホームページ及び報告書等に掲載する記事及び画像は、参加者等の個人情報が特定できないよう配慮すること。
- (20) その他、本仕様書に明記されていない事項については、区と協議の上、決定すること。

10 環境により良い自動車利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置

装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを利用する場合は、「観光バスの環境性能表示に係るガイドライン（平成29年3月16日改正28環改車第790号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

11 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、対応を決定することとする。

12 担 当

港区赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係 中澤、牟田

電話： 03（5413）7272 FAX： 03（5413）2019

個人情報等取扱いに関する特記事項

令和5年4月1日改正

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、港区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年港区条例第53号)及び港区議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年港区条例第67号)を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密保持等の義務)

第2条 受注者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、前項の義務を遵守させなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に利用してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(再委託)

第4条 受注者は、この契約により受託した事務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者に通知し、承諾を得なければならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務について前項の規定により第三者に再委託する場合は、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、受注者は再委託先に対して適切な監督を行い、発注者の求めに応じて、その状況を報告しなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先が受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も同様とする。

(複写、複製等の禁止)

第5条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を越えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第6条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第7条 受注者は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。また、受注者は、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応しなければならない。

(返還及び廃棄の義務)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、電磁的記録媒体の物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除、公表措置及び損害賠償義務)

第9条 発注者は、受注者が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は義務を怠った場合は、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その事実を公表することができる。

3 第一項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も同様とする。

(監査・検査への協力等)

第10条 発注者は、受注者がこの契約により受託した事務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、個人情報等取扱いに関する特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、受注者に報告を求めることができる。

2 発注者は、受注者に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施することができる。再委託先についても同様とする。

(第11条から第16条までの条文は、「特定個人情報(※)」の取扱業務を委託する契約のみ)

(特定個人情報管理体制の整備)

第11条 受注者は、委託業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、委託業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を置か

なければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業者の明確化)

第12条 受注者は、特定個人情報を取り扱う従業者及びその役割を指定し、事前に従業者名簿を発注者へ提出しなければならない。

(従業者への教育訓練及び監督)

第13条 受注者は従業者に対して、委託業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第14条 受注者は、この契約により受託した事務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第15条 受注者は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

(安全管理措置の改善)

第16条 受注者及び発注者は、第9条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく委託業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、委託業務における特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。

※「特定個人情報」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(以下の条文は、該当する契約のみ)

(電磁的記録媒体の保管)

第17条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を施錠して保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第18条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を持ち出す場合は、電磁的記録の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施し、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。